

武市こ未第75号
令和2年4月24日

教育・保育施設ご利用の保護者様

武雄市教育長 松尾 文雄

教育・保育施設の利用について（お願い）

日頃から本市の保育行政に多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

佐賀県で、新型コロナウイルス感染症の18、19例目の陽性患者の確認に関連して、武雄市内で県内初のクラスター（感染症の集団）が発生しました。

4月16日、国による緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大されたことに伴い、武雄市では、家庭保育やお迎えを早めていただくなど、皆様のご協力をいただき、保育の提供を縮小しておりますが、今回のクラスター発生を受けて、感染の拡大防止と児童の安全を第一に考え、下記のとおり登園の自粛にご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛期間

令和2年4月17日（金）～令和2年5月6日（水）

ただし、緊急事態宣言の延長などにより期間を変更する場合があります。

2. 保育施設の利用について

感染拡大防止のため家庭保育を基本としますが、やむを得ない事情により家庭保育が困難な方は施設にご相談ください。

※やむを得ない事情の例

- ・保護者が看護師や介護職、保育士など医療や福祉の現場で働いている児童
- ・仕事をどうしても休めず、親族等にも預かりをお願いできない保護者の児童

3. 家庭保育ができず、登園させる場合

毎日、登園前の検温、健康観察を行い、体調が悪い場合はお休みさせていただきます。

4. 保護者負担について

登園自粛期間の保育料と副食費（上限4,500円）について、日割りで返金いたします。
自粛期間が終了してから、自粛届をご提出ください。

【担当】

武雄市こども教育部こども未来課
（こども政策係）

TEL：0954-23-9215